

公募公告

本業務を実施可能な者を下記のとおり公募します。

平成 28 年 3 月 14 日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長 山口英樹



記

1 公募件名

消防研究センター建物等機械警備業務

2 目的

消防研究センター構内建物等の機械警備（夜間防犯サービス、火災監視サービス、設備制御サービスを提供する機械警備システム（警報機器及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）に係る警報機器の設置及び警備業務を委託し、もって消防研究センター構内建物等の保全を図るものである。

3 事業概要

建物等機械警備業務の提供を受けようとするものである。

4 公募期間

平成 28 年 3 月 14 日（月）～平成 28 年 3 月 28 日（月）

3 月 28 日（月）16:00 までに下記提出先必着分に限る。

5 契約形態

請負契約

6 応募の資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 25・26・27 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等：建物管理等各種保守管理」の A、B、C 又は D に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、平成 28・29・30 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等：建物管理等各種保守管理」の資格を引き続き取得すること。

(4) 総務省及び他省庁等から契約に係る指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募参加資格のない者の提出書類等は、無効とする。

7 応募条件

仕様に示された建物等機械警備業務の提供が可能なこと。

8 業務内容

仕様書のとおり

9 応募提出書類

公募応募要項による。

10 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒182-8508 東京都調布市深大寺東町 4-35-3

消防庁消防大学校消防研究センター庶務課分室 管理担当グループ(担当者：清田、秋谷)

電話：0422-44-8331 FAX：0422-76-1545

11 その他

(1) 説明会は開催しない。

(2) この入札は平成 28 年度予算(案)が成立することを前提に行うものである。なお、成立した予算内の契約とする。